

第三者の行為による傷害事故届の提出について

交通事故などの第三者の行為による傷害事故の治療等で健康保険を使用して治療を受けたい場合は、「第三者の行為による傷害事故届」等の提出が必要です。

健保組合に連絡があり次第、届出用紙を送付します。提出にあたっては、以下の点にご注意ください。

提出書類

- 第三者の行為による傷害事故届
- 交通事故証明書（必ず添付すること）
- 事故発生状況報告書
- 念書
- 誓約書（相手の保険会社）

注意事項

- 第三者の行為による傷害事故の治療等に健康保険を使用することの法律上の意味は、健康保険組合が負担した医療費等（健保の給付価額の限度）の加害者側（損害保険会社）への「損害賠償請求権」が、被害者（被保険者・被扶養者）から健保組合に移転するということです。（これを「代位取得」といいます。）
- 健保組合は第三者の行為による傷害事故の治療等であっても、原則として保険給付を行います。従って、被害者（被保険者・被扶養者）が加害者から直接受けた補償については、被害者から健保組合に報告する義務が生じます。
- 加害者側からの補償と健保組合からの保険給付とが二重補填になる場合は、健保組合から被保険者に対し、二重補填部分の返還を請求します。
- 被害者（被保険者・被扶養者）は、健保組合が代位取得した「損害賠償請求権」の行使に協力する義務が生じます。健保組合は、第三者の行為による傷害事故の治療等に要した費用を、本来負担すべき第三者（加害者）から最大限に回収する必要がありますので、被害者の方のご協力をお願いします。
- 治療が長引いたり、加害者との交渉がこじれたりした場合、健保組合への報告を逐次お願いします。
- 示談をする前に、必ず健保組合に連絡してください。

YES/NOチャートでわかる 交通事故にあったときの治療費の負担は？

